



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年10月20日火曜日 第2717号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）..... 1

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（子育て支援課）..... 2

規 則

○愛媛県規則第44号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 削除</p> <p>（認定子ども園変更届出書）</p> <p>第9条 省略</p> <p>（幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園認定辞退届出書等）</p> <p>第12条 条例第4条第1項の規定による届出は、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園認定辞退（休止）届出書（様式第9号）により行うものとする。</p>	<p>（保育所型認定子ども園認定有効期間更新申請書）</p> <p>第4条 法第5条第2項の申請書は、保育所型認定子ども園認定有効期間更新申請書（様式第2号）によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、当該保育所が所在する市町における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らし当該保育所において保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該保育を必要とする子どもの保育に支障が生じることがないことを明らかにした書類を添付しなければならない。</p> <p>（認定子ども園変更届出書）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 前項の届出書には、保育所型認定子ども園に係る法第4条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、第4条第2項に規定する書類を添付しなければならない。</p> <p>（幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園認定辞退届出書等）</p> <p>第12条 条例第5条第1項の規定による届出は、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園認定辞退（休止）届出書（様式第9号）により行うものとする。</p>

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第7号注3を次のように改める。

3 変更前と変更後の記載を明らかにした書類を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前									
別表第5（第4条関係）					別表第5（第4条関係）									
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項									
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者						知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
子 育 て 支 援 課	1～7 省略						子 育 て 支 援 課	1～7 省略						
	8 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関するこ と。						子 育 て 支 援 課	8 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関するこ と。				
		(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略						
		(3) 省略						(3) 認定の有効期間の更新 (第5条第2項)						—
		(4) 省略						(4) 省略						
		(5) 省略						(5) 省略						
		(6) 省略						(6) 省略						
		(7) 省略						(7) 省略						
		(8) 省略						(8) 省略						
		(9) 省略						(9) 省略						
		(10) 省略						(10) 省略						
		(11) 省略						(11) 省略						
		(12) 省略						(12) 省略						
		(13) 省略						(13) 省略						
		(14) 省略						(14) 省略						
(15) 認定の辞退及び休止の 届出の処理（就学前の子 どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進 に関する法律施行条例第 4条）						(15) 省略								
(16) 認定の辞退及び休止の 届出の処理（就学前の子 どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進 に関する法律施行条例第 5条）						(16) 認定の辞退及び休止の 届出の処理（就学前の子 どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進 に関する法律施行条例第 5条）								
9～13 省略						9～13 省略								

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。